

指 定 書

一般社団法人 建築構造技術支援機構
代表理事 益尾 潔 殿

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の25第3項の規定に基づき、下記のとおり指定性能評価機関として指定する。

令和5年2月13日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



記

- 指 定 番 号：国土交通大臣 第28号
- 指定性能評価機関の名称：一般社団法人 建築構造技術支援機構
- 住 所：大阪府吹田市広芝町3番29号
- 指 定 の 区 分：建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検
定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）
第59条第6号の区分
- 業 務 区 域：日本全域
- 性能評価の業務を行う事務所の所在地：
大阪府吹田市広芝町3番29号
- 指 定 の 有 効 期 間：令和5年4月2日から5年間